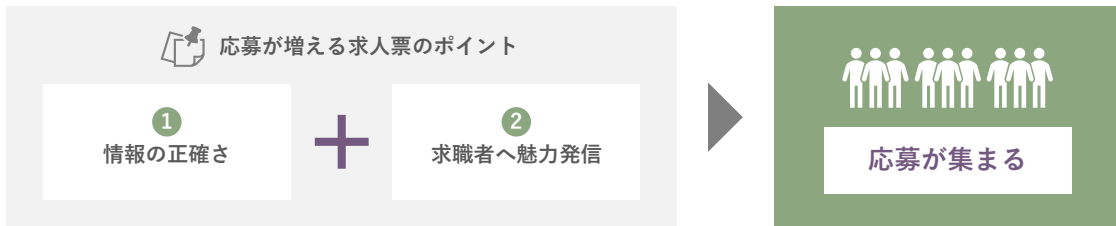


# 応募者を増やすための求人票作成 求職者視点の求人票チェックポイント

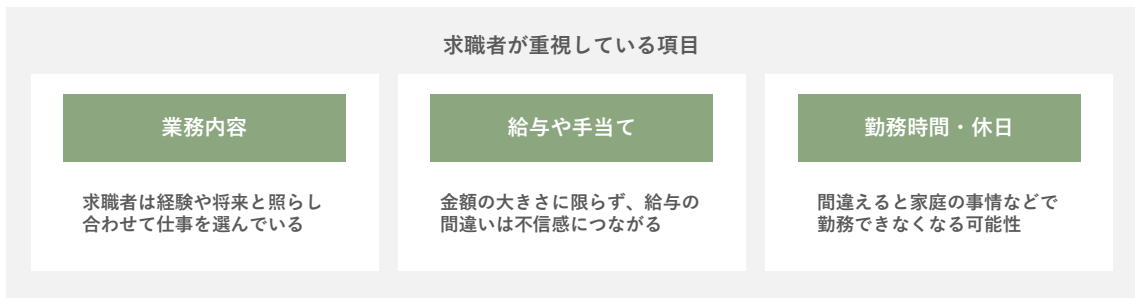
## 正しい情報と求職者視点に応募を増やすカギ

求人広告に掲載する求人票は応募者と雇用側どちらにとっても大切な情報です。誤字脱字はもちろん、記載内容の不備がないように細心の注意を払いましょう。もう1つ重要なことは、求職者が応募したいと思えるかどうかの視点で求人票が作成されているかです。掲載前に2つのポイント必ず確認し、多くの応募を集めましょう。

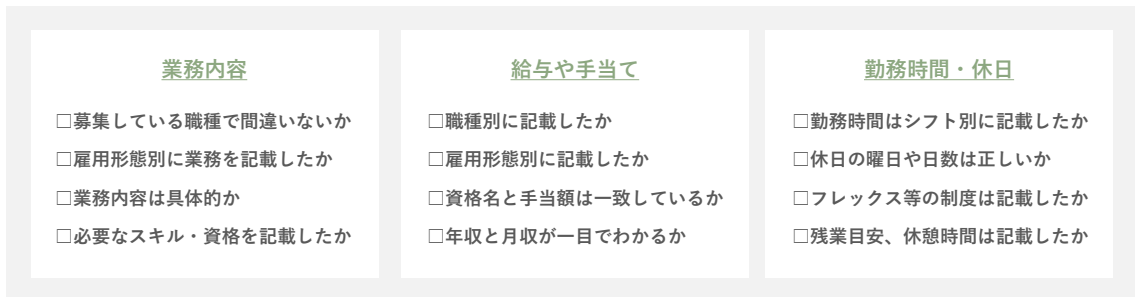


## 正確性が求められる重要項目

故意でなくとも事実と異なった求人票は求職者の信頼を損ねます。選考時や入職後にトラブルになってしまうと双方にとって大きなダメージです。特に求職者が重要視する項目については、間違いがないか念入りに確認するようにしましょう。



掲載前に要チェック✓



次は

誤りがないことを確認したら「求職者が応募したくなる求人票」が作成できているかチェック！

## 応募したくなる求人票の書き方

記載内容が正しいことを確認できたら、次は求職者の視点で求人票を見直します。多くの求人票の中から選ばれるためには、限られたスペースで「働く魅力」を伝える必要があります。

求職者

応募するかしないかは  
求人票の情報で判断

○ 働くイメージができる求人票  
× 募集要件のみを記載した求人票

### ● 求職者視点の求人票を書くコツ

売り手市場の今は、求人票に募集要件を記載しただけでは応募を集めることはできません。求職者が注目する業務内容、給与、勤務時間や休日など、各項目で無理のない働き方ができそうな職場であることをアピールします。もし、自分が求職者だったら「ここで働いてみたいか」と第三者の視点で見直してみましょう。

#### 業務内容

👁️ 求職者の視点 ▶ どのような業務を担当するのか？自分にはできそうか？

##### 【NG例】

「誰でもできる」「簡単」を強調しすぎるとかえって不安を与えてしまいます。

- ・介護業務全般
- ・資格や経験なしでもできる介護の仕事
- ・高齢の利用者様のお世話です
- ・介護ヘルパー業務(入浴、排泄、食事など)

##### 【改善例】

仕事の内容や役割がイメージできるように

認知症の高齢者が共同生活を営むグループホームでの介護業務です。利用者様ご自身でできることはしていただくので、援助をお願いします。

- ・食事、着替え、入浴、排泄、外出などの介助
- ・24時間体制(交代制) ※夜勤は月4回程度

#### 給与や手当

👁️ 求職者の視点 ▶ 月、年間どのくらいの給料がもらえるか？前職と比べて待遇はどうか？

##### 【NG例】

提示額の幅が広すぎる、下限額の提示しかないで給与がわからず応募をためらいます。

- ・月18万円～35万円
- ・各種手当あり
- ・月収18万円以上
- ・18万円～(経験考慮)

##### 【改善例】

一目で月収や年収がわかるように

月給：18万円  
(未経験または初任者研修資格のない方)  
21万円～29万円  
(実務経験3年以上、介護福祉士資格のある方)  
※各種手当は含まれていません。残業代別途支給  
夜勤手当：5,000円/1回、介護福祉士資格：1万円/月  
ほか

#### 勤務時間・休日

👁️ 求職者の視点 ▶ 生活スタイルに合った働き方ができるか？

##### 【NG例】

仕事は何曜日の何時からか、休日は何曜日かがわからないと働けるか判断できない。

- ・シフト制(実働8時間)
- ・4勤2休
- ・年間休日105日
- ・法定休日+各種慶弔休暇あり

##### 【改善例】

1日の労働時間、休日の詳細がわかるように

24時間体制のため4交代シフト勤務です。※夜勤は月4回  
①早番 7:00～16:00 (実働8時間 休憩1時間)  
②日勤 9:00～18:00 (実働8時間 休憩1時間)  
③遅番 11:00～20:00 (実働8時間 休憩1時間)  
④夜勤 16:00～10:00 (実働16時間 休憩2時間)  
・リフレッシュ休暇3日、夏期休暇3日(年間休日111日)  
・希望休は月2日、シフトは前月20日までに決定

## 知っておきたい必須記載項目とNG項目

求人票は求職者に自法人を知ってもらうだけでなく、労働条件を提示するための大切な文面です。そのため、求職者に不利益が生じないよう、法的に記載が義務付けられているものや記載をしてはいけないこともあります。知らなかったでは済まされないため、掲載前に必ず確認しておきましょう。

### ● 必ず記載すべき6項目

採用活動にハローワークや人材紹介会社を利用する際は、職業安定法に基づいて、以下の6項目を必ず明示することが定められています。求人広告に掲載する場合は法的な定めはありません。しかし、求職者の応募を促すためにも有益な情報なので、もれなく掲載するのがベストです。

項目	チェックポイント
1 労働者の業務内容	職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示する。募集職種別に記載しているか、専門用語ばかりになっていないか、誰でもイメージできる内容で説明できているかが重要。
2 労働契約の期間	有期契約や期間の定めのない雇用契約かを明示する。正社員か契約社員、アルバイトなど雇用形態を記載しているか、契約期間、試用期間がある場合はその旨と期間。
3 就業する場所	本社(本部)の場所ではなく、業務を行う場所を明示する。複数の事業所がある場合は注意、希望の就業場所を選べるか、異動の可能性も記載してあるか。
4 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間と休日	始業・終業の時刻と休憩時間、残業の有無、休日の日数を明示する。早番や日勤、夜勤など複数の勤務帯がある場合はそれぞれ記載してあるか。
5 賃金	賃金形態(月給、日給、時給)、基本給、手当、昇給を明示する。月給を記載する場合、手当や残業代が含まれるか、経験者と未経験者のモデルケースがわかるか。
6 社会保険の適用有無 (健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険)	社会保険完備とせずに(健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険)と記載する。雇用形態が複数ある場合は、加入対象ごとを記載するとよい。

### ● 記載NG項目

本人にはどうすることもできない性別や年齢などで労働機会を奪うことは法律だけでなく、倫理的にも大きな問題です。求人票を作成する際は、禁止表現をしていないかは念入りに確認しておく必要があります。

項目	チェックポイント
1 性別を限定する表現	男女雇用機会均等法で求職者の募集や採用で性別を理由とした差別は禁止されている。 【NG表現の例】 女性歓迎、採用予定人数：女性2名+男性5名、看護婦など
2 年齢を制限する表現	雇用対策法で求職者の募集や採用で年齢を制限する表現は禁止されている。 【NG表現の例】 募集年齢35歳まで、若い方歓迎、50歳以上は適性検査あり
3 労働時間と最低賃金	雇い主は労働基準法や最低賃金法を遵守する義務がある。 就業時間：1週間40時間、1日8時間を超えないこと 最低賃金：雇用形態に限らず、地域別に最低賃金が定められている。改定時は要注意

#### 注意

万が一、誤った記載をしてしまっても罰則に問われることはありませんが、故意に虚偽の記載をした場合は処罰の対象となります。誤った情報の記載は入職後のトラブルを招きますし、SNS上での炎上リスクもあります。正しい情報を記載することは、結果的に自法人を守ることに繋がります。

## 求人票チェックシート

求人票に誤記がないか、掲載前に必ず確認をしましょう。以下のシートに従って、誤記や記載漏れ、さらに求職者目線でわかりやすく、魅力的な求人票になっているかをチェックしてみてください。

	項目	誤字 ✓	注意点	求職者目線のチェックポイント
1	募集職種	<input type="checkbox"/>	複数職種ある場合、募集の実態がない職種が掲載されていないか	一目でどんな職種かわかるようになっているか。スタッフなのか管理職なのかも応募判断に関わるので併記しておくとうわかりやすい。
2	応募資格	<input type="checkbox"/>	必須資格、望ましい資格をわけて記載しているか	経験者の場合は経験年数や資格などの目安。未経験の場合は活かせる経験やスキル(接客経験など)入職後の研修等で安心感を与えることも重要。
3	雇用形態	<input type="checkbox"/>	募集職種ごとに採用予定の雇用形態を記載しているか	正社員の場合、定年やその後の継続登用があると長期間の勤務ができる安心感がある。アルバイト、契約社員の場合は希望による正社員登用があるとチャレンジしやすい。
4	給与	<input type="checkbox"/>	職種、雇用形態ごとに記載しているか	経験年数などを考慮したモデル収入の記載をするとわかりやすい。資格手当や夜勤手当、見込み残業代などが含まれているか、いないかを明示し、不安にさせない。
5	待遇・福利厚生	<input type="checkbox"/>	手当や交通費、社会保険、研修、昇給や賞与などもなく記載されているか	資格による手当額や交通費の支給条件、上限金額などを記載。賞与は直近の支給実績(2ヶ月等)があると年収のイメージが付きやすい。その他支給条件を記載すると親切。
6	勤務時間	<input type="checkbox"/>	早番、日勤、遅番、夜勤など交代制勤務の場合は全時間帯が記載されているか	シフト勤務の時間帯はすべて記載しておく。夜勤回数の目安や各時間帯の勤務割合は働き方に直結するため、記載があると不安の解消になる。
7	休日・休暇	<input type="checkbox"/>	週(月)の休日、年間休日数、有給休暇、慶弔休暇など、すべて記載されているか	希望休の日数、シフトの確定日などがわかると働く条件にマッチしているかがわかり、応募がしやすい。有給休暇の取得実績や取りやすさは、よい印象を与えられる。
8	仕事内容	<input type="checkbox"/>	具体的な内容や担ってほしい役割などが記載されているか	職種や役割別に詳しく記載しておく。一日の流れや各業務の関わり方、担当人数など体制がわかるとイメージがしやすい。未経験は研修やサポート内容で安心させるとよい。
9	アクセス	<input type="checkbox"/>	勤務地が複数ある場合はすべて記載しているか。	通いやすさをアピールするため、最寄り駅は電車やバス停など使えるところはすべて記載しておく。自転車や車通勤ができるか案内があるとよい。
10	PR(メッセージ)	<input type="checkbox"/>	応募して欲しい求職者に法人のアピールができていますか	やりがいだけでなく、現場スタッフや人事担当者からのメッセージと一緒に働きたいことを呼びかける。現職のスタッフが「なぜこの職場を選んだか」がわかると参考になる。

### これで安心！求人票の最終チェック



#### ダブルチェック

作成担当者だけでなく、もう1名の力を借りて念入りに確認を



#### 印刷してチェック

PCの画面だけでなく、紙に印刷したものを確認するとよい



#### PCとスマホでチェック

どちらで閲覧しても行の崩れやみだしがないか確認しておく

カイゴジョブ 応募・面接は何件でも0円！採用できたときだけ料金発生で低リスク  
介護職、主任ケアマネ、正看護師、サービス管理責任者など15職種以上の募集OK

最安 **5万円**から 人材紹介と比べ半額以下で採用できる可能性も

※3 職種/勤務形態による

カイゴジョブ カイゴジョブ  
運営事務局

スタッフが最適な募集方法や掲載手続きのご案内をいたします。  
お問合せだけでもお気軽にどうぞ

▶求人掲載・お問合せフォーム



圧倒的な応募数

介護人材の登録者数  
業界最大級

135万人

※2

無駄なコスト

一切不要

採用できるまで  
0円

簡単掲載手続き

求人広告作成

すべてお任せ

登録者に直接  
アプローチ

スカウトメール

送り放題

💡 カイゴジョブのWeb求人広告が採用活動のお悩みを解決

採用コスト損失のリスクに対応

料金は採用できたときだけ。面接キャンセルや内定辞退の場合はもちろん料金はかかりません。早期退職の場合も返金保証制度があるので安心です。

安心の返金保証

3日以内  
退職

100%  
返金

※3

求人掲載無料

期間、掲載数は無制限  
採用時のみ料金発生

幅広い職種の募集ができる

介護職以外も募集OK。採用が難しい有資格者もお任せください。

有資格者率

80%

※4

介護職員、サービス提供責任者、主任ケアマネジャー、ケアマネジャー、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、生活相談員、相談職、機能訓練指導員、リハビリ職、看護職員、管理者、施設長、調理師、送迎ドライバー、介護事務、福祉用具専門相談員他

掲載手続きが簡単

面倒な求人広告作成は不要です。急な人員募集もすぐに募集が開始できます。

求人票作成は手間いらず！急な人員募集もお任せ

カイゴジョブが求人票を作成。写真やPR文など多くの情報掲載可

※1 料金は、無資格：非常勤5万円、常勤10万円、初任者研修：非常勤7.5万円、常勤15万円、実務者：非常勤10万円、常勤20万円、介護福祉士：非常勤15万円、常勤30万円です。他の職種は担当にお尋ねください。※2 会員数は2021年4月時点です。※3 入職後3日以内に退職で100%、4日以上14日以内に退職で70%、15日以上30日以内に退職で50%返金します。※4 有資格者は全応募者の割合です。

【会社概要】

●会社名：株式会社エス・エム・エス ●設立：2003年 4月4日 ●東京証券取引所市場第一部(証券コード:2175) ●資本金：22億876万円  
●連結社員数：3,066人、単体1,999人 (2020年12月31日時点) ●本社：(東京)、国内関連会社:7社、海外関連会社:アジア・オセアニア16の国と地域 ●主な顧客：(事業者領域)病院、クリニック、介護施設、医療系学校、製薬会社など(従事者領域) 看護師、PT/OT、ケアマネジャーなどの医療介護系従事者(エンドユーザ)患者、高齢者、介護をするご家族など